

令和6年9月13日

関係者各位

一般財団法人 沖縄県水産公社

取引開始時刻の変更について(お知らせ)

時下、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、JF沖縄魚市場有限責任事業組合および生産者等から瀬物(小魚)については那覇地区漁協市場と同じ午前4時30分から取引を開始してもらいたいとの要望を受け、当公社は地方卸売市場業務規程を一部改正しました。

これにより、瀬物(小魚)の取引開始時刻は下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

記

1. 取引開始時刻について
瀬物(小魚)のみ午前4時30分から
※太物の取引については午前5時から (変更なし)
2. 取引開始時刻変更の実施日について
令和6年10月1日から

以 上